

「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

2019年1月30日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、上場会社が合併、分割又は株式交換に際して新たに株券を発行する際に、その資本組入総額に基づいて追加的に上場手数料を徴収しておりますが、当該手数料の計算において多額の上場手数料が発生する事例等を考慮し、その上限額の設定を行うため、「上場手数料等に関する規則」を一部改正します。

II. 改正概要

上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料について、1,000万円の上限を設けます。

(備 考)

・上場手数料等に関する規則第2条第2項第5号

III. 施行日

2019年1月30日から施行し、同日以後に納入期が到来する合併等に係る上場手数料から適用します。

以 上